

入札要領

習志野市総務部契約検査課

1. 入札方法

(1) 電子入札

本入札は、電子入札の方法により行うため、入札者は、電子入札システムにより入札金額を入力すること。この際、必ず「入札金額内訳書」を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

「入札金額内訳書」は、電子入札システムの本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。

(2) 入札金額

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札すること。

2. 入札辞退

(1) 入札参加者は、入札書受付締切日時までの間、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3. 未入札

入札参加者が、入札書受付締切日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱う。

4. 再度入札

再度入札は行わない。

5. 開札立会人

開札は、入札者の中から抽選により原則2者の立会人を選定して行なう。この場合、立会人がやむを得ない理由により開札に立ち会えないときは、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせるものとする。

6. 異議の申立て

入札参加者は、この入札要領、設計図書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7. その他

- (1) 工期は、事情により変更することがある。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合、入札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。
- (3) 入札参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、習志野市の承諾を得て、紙入札に変更することができる。
- (4) 本入札要領に記載する事項以外の事項については、習志野市電子入札約款及び習志野市電子入札システム運用基準のとおりとする。